

5. 町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

5-1 町民との協働の推進

(1) 町民参画によるまちづくりの推進

【現状と課題】

社会情勢の変化、価値観の多様化などにより、住民ニーズがますます多様化・複雑化する中で、公共サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民・企業・NPO等の多様な主体と行政が一体となり地域の人間力を生かしたまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画から実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。

本町では、各種の計画策定における審議会や委員会等の設置に際し、「高鍋町審議会・委員会等委員の選任に関する指針」に基づく委員公募を実施するなど、町民参画の機会づくりに努めています。また、平成23年度に「たかなべ未来づくり事業補助金」制度を創設し、町民提案型のまちづくり事業を推進するとともに、平成25年12月に「協働のまちづくり指針」を策定しました。今後も住民参画による快適で美しいまちの実現に向けて、町民の参画と協働をさらに推進していく必要があります。

町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政との町政情報の共有が不可欠であり、分かりやすい情報の提供は、町政の効果的なPRにもつながります。本町では、これまでも広報紙や町ホームページ等を通じて、積極的な情報発信を行っていますが、町の保有する町政情報をさらに分かりやすく提供し、町民の共有財産として有効に活用することができるよう適切な管理と積極的な広報広聴を進める必要があります。

また、本町が保有する町政情報の公開（情報公開制度）にあたっては、制度の周知と前年度公開状況の公表などを行い、町民に開かれた行政の推進を図ってきました。今後も情報公開条例の適切な運用に努めていく必要があります。

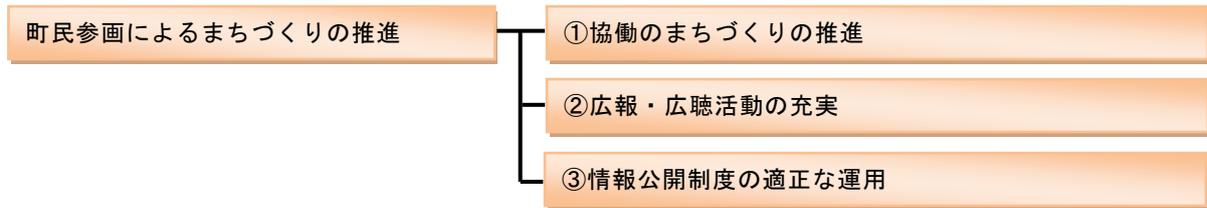
◆情報公開制度運用状況

(単位：件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
請求件数		5	6	7	4
処理状況	全部開示	1	3	2	2
	部分開示	3	0	2	0
	不開示	0	0	0	0
	不存在	1	3	3	2
	却下	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0
不服申立		0	1	0	0

《資料：政策推進課調》

【体系図】



【施策の方向】

①協働のまちづくりの推進

◆町が取り組むこと

- 町民の自発的な活動を支援し、「人間力」「地域力」を生かした協働のまちづくりを推進します。
- 住民活動団体の活動支援や各団体間の連携を促進するための協働推進体制を構築します。
- 協働によるまちづくりの推進を担う人材の育成に努めます。
- 「協働のまちづくり指針」に基づき協働事業を推進します。
- 町民の積極的な参加を促すため、審議会等委員公募制度の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の活動に積極的に参加・協力します。
- 地域づくり・まちづくりの活動に主体的に参加します。

②広報・広聴活動の充実

◆町が取り組むこと

- 多様な広報媒体を活用し、ニーズに応じた情報を的確に分かりやすく提供します。
- さらなる情報発信に向けた広報紙の作成方法等の抜本的な見直しを行います。
- インターネットの活用等による新たな広報広聴手段を検討します。
- パブリックコメント制度の積極的な活用をはじめとする広聴機能の充実を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 意見交換会や町民意識調査等を通じて町政への要望や提案を行います。

③情報公開制度の適正な運用

◆町が取り組むこと

- 情報公開条例や個人情報保護条例の適正な運用に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動の充実

【現状と課題】

社会情勢の変化や価値観の多様化など様々な要因から、地域社会における交流機会の減少や地域住民相互の連帯感が希薄化し、「無縁社会」という言葉まで生まれる現代社会において、地域コミュニティの形成には人と人とのつながりが今まで以上に重要となっています。

本町の地域コミュニティの基礎である自治公民館においても、少子高齢化の進展に伴う加入世帯の高齢化や若い世代の未加入等により自治公民館の運営について高齢者に依存している現状であり、これまで行われている各地域に根差した様々な自治公民館活動の衰退が懸念されています。また、このような状況が地域の活性化や防災、防犯機能等の低下につながるのではないかと指摘もあります。

一方で、福祉や子育て支援、地域安全など、様々な社会的活動を積極的に担うことを目的としたNPO法人等の住民活動団体が設立されています。

今後、地域の様々な課題を解決していくためには、自治公民館を中心とした地域コミュニティをはじめ、町民活動や社会的活動を行う個人、団体等を支援し、地域力の向上を図っていく必要があります。

【体系図】

地域コミュニティ活動の充実

①自治公民館・NPO団体等の活動支援

【施策の方向】

①自治公民館・NPO団体等の活動支援

◆町が取り組むこと

- 自治公民館やNPO、ボランティア活動を支援します。
- 自治公民館への加入促進、地域リーダーの育成を支援します。
- 町民の学習機会や交流の場の充実に努めます。
- NPOやボランティア団体などの住民活動団体を支援する中間支援組織の設立に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域コミュニティの重要性を認識し、自治公民館活動等の地域活動に参加します。
- 地域の担い手としての気概を持ち、NPOやボランティア団体等の活動に参加・協力します。

5-2 効率的で信頼される行財政運営

(1) 効率的で信頼される行財政運営

【現状と課題】

平成12年の「地方分権一括法」の施行を契機とする地方分権の流れは、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において地方自治体の裁量や権限の拡充が明記され、大きく進展することとなりましたが、一方で、これまで以上に地域が自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが強く求められることとなりました。

また、日本経済は長引くデフレから脱却するための経済対策「アベノミクス」により、回復基調にあるものの、いまだ地方では景気回復を実感するまでにはいたっておらず、消費税の増税や社会保障制度の見直しなどが地方経済にどのような影響を与えるのか依然として不透明であり、地方自治体を取り巻く行財政環境は厳しさを増しています。

このため、地方自治体においては、多様化・高度化する住民ニーズや地方分権改革に伴う国・県からの権限移譲事務の増加等に対応できる効率的な組織体制及び足腰の強い財政基盤を構築していくことが喫緊の課題となっています。

本町では、平成17年度からの「第4次高鍋町行政改革大綱」以降、2次にわたる行財政改革に取り組んでおり、組織や事務事業の見直し、職員数の削減や財政の健全化等を図ってきました。その結果、公債費の大幅な縮減や各種基金の積み増しが進むとともに財政の健全度をはかる各種財政指標も改善されるなど一定の成果を挙げてきましたが、税収の伸び悩みや扶助費など社会保障費の増加、さらには地方交付税の減少が見込まれる中、財政の硬直化が、なお一層進むことが予想されています。

したがって、今後も本町が行政サービスの質を向上させ、地域間競争が激化する中で本町の持つ資源や特性を最大限に活用し、個性と魅力あふれる地域づくりを実現していくためには、歳入に見合った歳出の原則を堅持し、健全な財政基盤を確立するとともに、限られた財源を「選択と集中」という観点から重点的・効率的に配分していくことが不可欠です。

そのためには、町税等の自主財源の確保に努めることはもとより、事務事業の徹底的な見直し、民間委託や町民との協働による行政コストの抑制、効率的で簡素な組織形成といった取り組みを、より一層強化していく必要があります。

また、町職員は、常に全体の奉仕者としての自覚と責任感を持ち、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するとともに、様々な政策課題へ適切に対応することが求められています。そのため、職員一人ひとりが柔軟な発想と明確なコスト意識をもって職務を遂行するよう意識改革を推進するとともに、資質の向上を図るための研修や人事評価制度を実施し、人材育成を図る必要があります。

◆高鍋町一般会計決算額の推移

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	6,792	6,662	6,538	7,117	7,841	7,811	7,742	7,565
歳出	6,689	6,497	6,305	6,873	7,475	7,291	7,307	7,162
差引	103	165	233	244	366	520	435	403

◆町税の推移

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
町民税	887	897	1,061	1,030	998	951	905	935
固定資産税	926	912	946	967	950	962	976	934
その他	219	220	219	209	205	210	232	220
合計	2,032	2,029	2,226	2,206	2,153	2,123	2,113	2,089

◆地方交付税の推移

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
高鍋町	1,701	1,593	1,684	1,830	1,951	2,113	2,181	2,130

◆積立基金の推移

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
基金残高	1,031	1,033	998	1,057	1,103	1,396	1,919	2,371

◆町債残高の推移

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
町債残高	8,032	7,820	7,486	7,277	7,152	6,952	6,747	6,696

◆義務的経費の推移

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	1,625	1,562	1,499	1,490	1,398	1,324	1,305	1,248
扶助費	887	916	984	990	1,064	1,435	1,560	1,669
公債費	922	956	967	976	952	886	737	700
合計	3,434	3,434	3,450	3,456	3,414	3,645	3,602	3,617

【参考】高鍋町職員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
職員数	198	192	190	187	173	163	161	157
対前年増減	—	△6	△2	△3	△14	△10	△2	△4

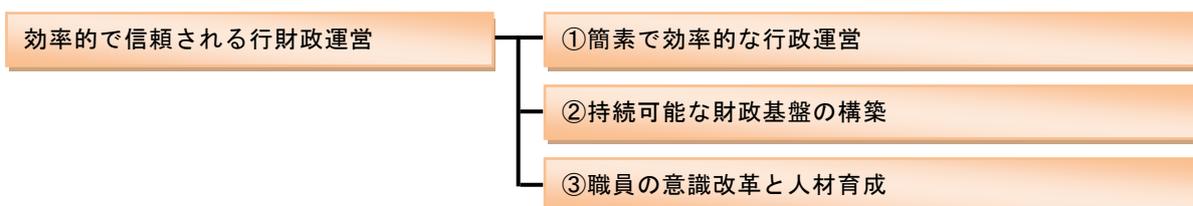
◆投資的経費の推移

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
普通建設事業	964	860	696	988	1,042	716	467	544
うち単独事業	360	244	202	151	408	407	244	266

(資料：政策推進課調)

【体系図】



【施策の方向】

①簡素で効率的な行政運営

◆町が取り組むこと

- 事務事業評価及び外部評価を実施し、すべての事務事業について不断の見直しを行います。
- 事務事業評価の実施方法について、見直しを検討します。
- 多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくため、適宜行政組織の見直しを行い、より迅速な意志決定と対応、柔軟で即応性の高い組織機構の構築に努めます。
- 公共施設の管理運営について、指定管理者制度の導入拡大、民間委託や民営化など民間活力の導入を検討します。
- 公共施設の統廃合など、施設の効率的な運用方法を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民自らできる部分は、積極的に自分たちで行います。
- 各種団体は、自立した運営に努めます。

②持続可能な財政基盤の構築

◆町が取り組むこと

- 行財政改革に継続して取り組み、人件費の抑制、財産の有効活用などによる経費節減・合理化に努めます。
- 施設の維持管理費などの増大が見込まれる中、中長期的な視点から予算配分を行うため、中期財政計画を継続して策定するとともに、予算や総合計画実施計画と連動した計画となるよう検討を行います。
- 受益者負担の原則に基づく、使用料・手数料・分担金などの適正化を進めます。
- 事業の推進にあたっては、国・県の支援制度等の効果的な活用を図るとともに、一般財源の確保に努めます。
- 現在実施しているホームページや広報紙、大時計台への有料広告のほか、新たな財源の確保に向けた施策の検討を行います。
- 自主財源の根幹をなす町税や保険料・使用料等、町の債権の収納率向上を図るとともに、町の債権の適正な管理に資するため高鍋町債権管理条例に基づき事務処理を行います。
- 納期内納付を推進するとともに、完納している納税（納付）者との公平性を確保する観点から、財産差押等の滞納処分を強力に推し進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町税や保険料・使用料等に対する理解を深め、適正な申告と納期内納付に努めます。

③職員の意識改革と人材育成

◆町が取り組むこと

- 階層別・職種別の研修や全職員対象の研修の実施に努めます。
- 人事評価制度の充実を図り、人材育成に活用します。

◆職員としてできること

- 公務員としての資質の向上に努めます。
- 人事評価制度を理解し、自己の意識改革に役立てます。

5-3 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

【現状と課題】

平成の大合併から8年あまりが経過し、市町村合併に対する検証や国民的議論もないまま、国においては道州制の導入に向けた議論が進められています。道州制は、国のあり方を大きく変えるとともに、基礎自治体である市町村にとっても大きな影響を与えることが懸念されています。

また、基礎自治体の能力に応じた事務・権限の移譲が予定されていることから、町民や事業所などの利便性向上のためにも、小規模自治体同士の合併論議は避けて通れないものと予想されます。

本町や周辺自治体においても平成 16 年の東児湯合併協議会の解散以降、各首長の考え方の違い等から具体的な検討まではいたっておりませんが、今後は、道州制の動向を見据えながら慎重に対応していく必要があります。

今後、市町村を取り巻く環境が一層厳しくなることが予想される中、町民の生活圏や経済圏はますます広域化し、広域的な行政に対する要望も多様化・高度化しており、行政サービスの一層の専門化・高度化が求められています。このような状況に対応していくためには、周辺自治体との連携を強化し、広域的な視点で効率的な行政運営を進めていく必要があります。

本町では効率的な行政サービス提供のため、これまでも周辺自治体と連携し、一般廃棄物や、し尿・浄化槽汚泥の処理事業、西都児湯斎場の運営、消防救急体制の整備など、広域共同事業を実施してきました。さらに近年は、これらの広域共同事業に加えて、さいとこゆ観光ネットワークや西都・児湯地域市町村間連携推進協議会等の設立に伴い、これらの構成団体として魅力ある西都児湯圏域づくりに向けた広域振興事業も推進しています。

このような状況において、今後は各市町村の連携による広域事業の効率的な運営や事務の共同処理のあり方についての検討が必要となります。

また、保健・医療・福祉、教育等の体制・機能強化、交通や情報インフラの整備充実、交流の促進など、他の様々な分野においても、既存の枠組みにとらわれない連携の可能性を探っていく必要があります。

【体系図】

広域行政の推進

①広域行政の推進

【施策の方向】

①広域行政の推進

◆町が取り組むこと

- 周辺自治体との連携強化を図り、広域行政体制を推進し効率的かつ効果的な行政サービスを提供します。
- 国の道州制に対する動向を注視し、周辺自治体と適切に対応していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 周辺自治体の住民等と積極的に交流し、様々な活動に参加します。